

# 資金集中配分サービス利用規定

## 1. (サービスの内容)

- (1) 資金集中配分サービス（以下「本サービス」といいます。）は、貴団体の本部等の普通預金口座（以下「親口座」といいます。）と支部等の普通預金口座（以下「子口座」といいます。）間の資金の振替を、当金庫所定の書面によりお申込みいただいた内容により自動的にを行います。
  - ① 資金集中サービスは、指定日に指定金額を子口座から引落して、親口座へ振替えます。なお、親口座は当金庫本支店の口座とし、子口座は当金庫本支店または提携労働金庫の口座とします。
  - ② 資金配分サービスは、指定日に指定金額を親口座から引落して、子口座へ振替えます。なお、親口座は当金庫本支店の口座とし、子口座は当金庫本支店または提携労働金庫の口座とします。
  - ③ 資金調整サービスは、指定日に子口座が指定残高になるように、子口座の残高に応じて、超過額は親口座に振替え、不足額は親口座から振替えます。なお、親口座と子口座は当金庫本支店の口座とします。
- (2) 振替結果は、通帳記帳やインターネットバンキングにより確認することができます。なお、インターネットバンキングのご利用には、別途、お申込みが必要です。

## 2. (資金振替の方法等)

- (1) 引落としにあたっては、普通預金規定、普通預金無利息型（決済用預金）規定（以下併せて「普通預金規定等」といいます。）にかかわらず、通帳、払戻請求書の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。
- (2) 資金振替は、指定日の指定時点（時刻）に行います。指定時点（時刻）以降に入金があっても処理はできません。
- (3) 次の①から④に該当する場合、当該口座の資金振替は行いません。
  - ① 指定日の指定時点（時刻）に、振替金額が引落指定口座から引落すことのできる金額を超える場合。ただし、指定日の指定時点（時刻）に複数の振替がある場合は、当金庫所定の優先順位に従い振替える方法によることもできるものとします。この取扱いによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
  - ② 引落指定口座・入金指定口座が解約済の場合
  - ③ 引落指定口座の名義人から支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続をとった場合
  - ④ 差押等により、当金庫が引落指定口座からの引落しを不相当と認めた場合

## 3. (手数料)

当金庫所定の手数料を毎月当金庫所定の日、手数料引落口座から口座振替の方法により引落すものとします。

この場合、普通預金規定等にかかわらず、通帳、払戻請求書の提出は不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。

## 4. (届出事項の変更等)

届出事項に変更がある場合は、当金庫所定の書面により、当金庫に直ちに届出てください。  
この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 5. (解約)

(1) 本サービスは、当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。

(2) 契約者による解約

契約者から当金庫に対する解約の通知は、当金庫所定の書面によるものとします。なお、解約の届出は、当金庫の解約手続が終了した後に有効になります。解約手続終了前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(3) 当金庫からの解約

契約者に次のいずれかの事由が生じた場合は、当金庫はいつでも契約者に通知することなく本サービスを解約できるものとします。なお、本サービスの利用途中で解約した場合であっても、一旦徴収した手数料の返却は行いません。

① 本利用規定に違反する等、当金庫が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生した場合

② 当金庫に支払うべき本サービスにかかる手数料等の支払が滞った場合

③ 住所変更の届出を怠る等により、当金庫において契約者の所在が不明となった場合

④ 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始の申立があった場合

⑤ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

## 6. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫の普通預金規定等により取扱います。

## 7. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上